

令和3年10月4日第
81回社会保障審議会
医療部会資料より

医療法第30条の4第11項に基づく特定の病床等に係る特例

概要

都道府県は、医療計画の公示後に特定の病床（以下①～⑬）を含む病院・診療所の開設・増床等の許可申請があった場合、病床過剰地域であっても、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で許可を行うことができる。

【特定の病床】※医療法施行規則第30条の32の2で規定

- | | |
|--|-------------------|
| ① がん又は循環器疾患の専門病床 | ⑦ 神経難病に係る病床 |
| ② 小児疾患専門病床 | ⑧ 緩和ケア病床 |
| ③ 周産期疾患に係る病床 | ⑨ 開放型病床 |
| ④ 発達障害児の早期リハビリテーション等に係る病床 | ⑩ 後天性免疫不全症候群に係る病床 |
| ⑤ 救急医療に係る病床 | ⑪ 新興・再興感染症に係る病床 |
| ⑥ 薬物（アルコールその他）中毒性精神疾患、老人性精神疾患、
小児精神疾患、 <u>合併症を伴う精神疾患に係る病床</u> | ⑫ 治験に係る病床 |
| | ⑬ 診療所の療養病床に係る病床 |



特例の要件

特定病床の特例の要件については、「医療法施行規則第30条の32の2第1項に規定する特定の病床等の特例について」（平成10年7月24日指第43号）で規定されている。

例）① がん又は循環器疾患の専門病床

- ・ 専門的かつ特殊な診療機能を有する病院・診療所であること
- ・ 診断及び治療に必要な体制を有し、当該診療に関してその地域の一般医療機関では満たし得ない特殊の機能を有する病院・診療所であること
- ・ 調査研究に必要な体制を有する病院・診療所であること
- ・ 組織的な病歴管理が行われ、かつ病歴管理者が常時勤務すること
- ・ 医療関係者の研修が実施できる施設・設備を有する病院・診療所であること 等



大臣協議では、左記の要件に該当しているかも含め、「特定の病床等の特例の事務の取扱について」（平成25年4月24日付け医政指発0424第1号）で示されている確認事項等をもとに審査を実施。

<確認事項>

- 特例による病床の増加を必要とする理由が明確であること（視点）
 - ・ 医療圏における当該疾患（事業）に係る医療の現状と課題、課題に対する方針や計画が明確にされているか。
 - ・ 医療計画の内容と整合が図られているか。 等
- 増床する病床数の根拠が明確であり、必要最小限であること
- 増床に係る医療従事者の確保計画が明確であること 等

関係法令、告示、通知等

○医療法（昭和23年法律第205号）（抄）

第30条の4（略）

2～10（略）

11 都道府県は、第十八項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、厚生労働省令で定める病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合においては、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第十七号に規定する基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

12～18（略）

○医療法施行令（昭和23年政令第326号）（抄）

第五条の四 法第三十条の四第十一項に規定する政令で定める申請は、同項に規定する厚生労働省令で定める病床を含む病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請とする。

2・3（略）

○医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）（抄）

第30条の32の2 法第30条の4 第11項に規定する厚生労働省令で定める病床は、次に掲げる病床とする。

一～五（略）

六 アルコールその他の薬物による中毒性精神疾患、老人性精神疾患、小児精神疾患その他厚生労働大臣の定める疾患に関し、特殊の診療機能を有する病院の当該機能に係る病床

七～十四（略）

2（略）

○医療法施行規則第三十条の三十二の二第一項第六号に規定する疾患（平成10年3月27日厚生省告示第107号）

（略）

医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条の三十二第一項第六号に規定する疾患を次のように定める。
合併症を伴う精神疾患

○医療計画について（令和5年3月31日厚生労働省医政局長通知）

（略）

4 基準病床数及び特定の病床等に係る特例等について

（1）～（6）（略）

（7）法第30条の4 第9項から第12項までの規定による特例については、都道府県医療審議会に諮ること。（略）

（8）（略）